

## 平成22年8月1日から父子家庭のみなさまにも児童扶養手当が支給されます！

### ○児童扶養手当とは

次のいずれかに該当する児童の父または母（以下、「保護者」といいます。）が、児童を監護（監督保護）するとき、もしくは保護者が監護しない場合においては、保護者以外の方（祖父母など）が当該児童を監護するときに、対象児童が18歳に達した日から最初の3月31日までの期間、児童扶養手当を受け取ることができます。

これまでは母子家庭の方のみが対象でしたが、法律の改正により8月1日から父子家庭の方も対象になります。

### 手当額と支給時期

受給者の所得額によって手当額を決定します。受給者及び扶養義務者（同居の3親等以内の親族）の所得によっては、手当額が全額支給停止になる場合もあります。

全部支給	月額 41,720 円
一部支給	月額 41,710 円 ～ 9,850 円
加算額	2人目 月額 5,000 円
	3人目以降 月額 3,000 円

4月、8月、12月（原則20日）の3回、支払月の前月分までを金融機関へ振り込みます。ただし、支払日が土日祝日にあたる場合は、その前の営業日になります。

※父子家庭の方の最初の支給は、12月になります。

市では、制度案内の個別通知等は発送していません。（支給要件に該当するかどうかの確認が取れないため）

児童扶養手当の支給要件に該当する父子家庭の父や母子家庭の母、もしくは父母のいない児童を監護している養育者で、現在児童扶養手当を受給していない方は、子育て支援グループまでご連絡ください。

### 支給要件

- 父母が婚姻を解消した児童
  - 父母が一定以上の障害の状態にある児童
  - 父母の生死が明らかでない児童
  - 父母に引き続き1年以上遺棄されている児童
  - 父母が法令により1年以上拘禁されている児童
  - 父母が死亡した児童
  - 母が婚姻によらないで懐胎した児童
  - 母が婚姻によらないで懐胎したか明らかでない児童
- ☆ただし、年金（老齢福祉年金以外のもの）を受給している（請求すれば受給できる場合を含みます）場合や、事実婚（いわゆる内縁の関係）に該当する場合は、請求を受付できません。
- また、手当受給中に年金受給開始や事実婚に該当した場合は、その時点で受給資格がなくなります。



### 父子家庭の方の経過措置

父子家庭の方については、平成22年8月1日から受給対象になることに伴い、認定請求に関する経過措置が設けられます。

- すでに父子家庭としての支給要件に該当している方は、平成22年8月1日より前に認定請求ができます。
  - 平成22年11月30日までに認定請求を提出していただくと、次の取扱いになります。
    - ・平成22年7月31日までに支給要件に該当している方→8月分から支給されます。
    - ・平成22年8月1日以降、11月30日までに支給要件に該当した方→要件に該当した日の翌月から支給されます。
- ※11月30日を過ぎると、認定請求の翌月からの支給になります。  
※経過措置は、制度改正に伴う父子家庭の方のみの措置になります。母子家庭の方に関しては、支給要件に該当した時点ですぐに請求してください。

### 認定請求

児童扶養手当を受給するには、児童福祉課窓口（石橋庁舎1階）に必要な書類を添えて認定請求書を提出する必要があります。

認定請求は必要書類がすべてそろった時点で受け付けし、請求した翌月から認定になります。

- 請求者及び児童の戸籍謄本又は抄本（発行後1か月以内）
  - 年金手帳
  - 所得証明書（扶養親族数、各種控除額が記載されているもの）
  - 請求者と児童の健康保険証
  - 養育費に関する文書（調停調書、公正証書、審判書など）
  - 印鑑（ゴム印以外）
  - 請求者名義の預金通帳（ゆうちょ銀行の場合、振込み用の店名、預金種目、口座番号の記載のある通帳に限ります。）
- ※請求者の状況によって、必要書類に追加や変更があります。

問い合わせ先

児童福祉課子育て支援グループ ☎52-1114